



市役所の電話  
996-2111  
FAX  
995-7367

防災行政無線  
テレホンサービス  
0120-840-225  
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

## 案内

### 第4回八潮市議会定例会の傍聴

日12月20日(水)まで  
一般質問日 = 12月15日(金)・18日(月)・19日(火)  
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと  
定各日42人(当日先着順)  
問議事調査課 ☎②77

### コンビニ交付サービスの利用停止

年末年始の証明書のコンビニ交付サービスを停止します。  
日12月29日(金)～令和6年1月3日(水)  
問住民票・印鑑証明・戸籍関連 = 市民課 ☎②10、課税(所得)証明・非課税証明関係 = 市民税課 ☎②06

### りらーと八幡の臨時休館

排水管改修工事に伴う断水などにより、休館します。  
日令和6年1月22日(月)～2月5日(月)  
※工事は1月中旬から1カ月程度を予定しています。休館期間前後は出入口を変更します。また、工事中は騒音や振動が発生する場合があります。  
問りらーと八幡図書館 ☎995-6215、りらーと八幡公民館 ☎995-6216

### 第2回入学準備金貸し付け(無利子)

困次のすべてを満たす方  
▼市内に住民登録があり、引き続き1年以上在住している方▼  
高校・専修学校・大学に入学することが確実な方の保護者で、入学費用の支払いが困難な方  
※連帯保証人要1人(住所・所得要件などあり)  
貸付限度額 高校・専修学校 = 15万円、大学 = 25万円  
受付期間 令和6年1月5日(金)～

25日(休)※合格発表前でも申請可  
返済方法 入学後6カ月据置き、修学期間終了までに返済  
※そのほか、高校・専修学校・大学に入学することが確実または在学中の方(本人)・市内小中学校の児童生徒の保護者(入学する児童生徒を含む)が借りることができる教育資金(無利子)の貸し付けもあります。  
問教育総務課 ☎③61

### 償却資産の申告

令和6年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、1月31日までに申告をお願いします。令和5年中に事業を廃止した方、資産の増減のない方も申告が必要です。  
また、インターネットを通じて地方税ポータルシステムを利用した電子申告もできます。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。  
※償却資産とは 会社や個人で工場や商店などを経営している方や駐車場やア

パートなどを貸し付けている方がその事業のために用いている構築物、機械、器具および備品など(自動車税および軽自動車税の対象のものを除く)。  
問資産税課 ☎③29

### 店舗経営相談

専門家が店舗に伺い、ヒアリングなどを通じて、経営上の問題、商品構成、メニュー、お店のレイアウトなどの課題を抽出し、必要なアドバイスを行います。  
日令和6年2月13日(火) 午前10時～午後4時30分のうちの約1時間30分  
問店舗の経営改善に取り組みたいと思っている経営者の方  
講師 水井澄人さん(全国商工会連合会登録地域プランナー)  
定3店舗(申込順)  
費無料  
日12月15日から令和6年1月16日までに、窓口または電話で商工観光課(☎③84)へ

## 人権をねは愛

障がい者の人権について  
～共生社会の実現に向けて～

問社会教育課 ☎③65、人権・男女共同参画課 ☎③811

12月3日から9日は「障害者週間」です。  
障害者週間は、国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化、その他あらゆる分野での活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されています。  
令和6年4月からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で民間事業者などの合理的配慮の提供が法的に義務化されます。この合理的配慮とは、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。また、合理的配慮の提供にあたっては、障害特性やそれぞれの場面・状況によって障がいのある人と事業者などが現状をより良くしていくための対応について、前向きに一緒に考えていくことが大切になります。  
障害者週間をきっかけに、お互いのことを知り、「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員として相互に尊重し合い、支え合って暮らせる社会(共生社会)の実現」について考えてみませんか?

12月には「障害者週間」だけでなく、埼玉県の「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」も設定されています。

## 財産や権利を守る～成年後見制度～

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が選んだ支援者が法的に支援する制度です。

問八潮市成年後見センター(社会福祉協議会内) ☎995-3636

### 成年後見制度の種類と内容

名称		利用できる方
法定後見制度	後見	日常生活で判断能力がほとんどない方(日常の買い物なども1人ではできない場合)
	保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な方(日常の買い物などは1人でできるが、重要な財産管理などはできない場合)
	補助	日常生活で判断能力が不十分な方(重要な財産管理などを1人ですることが不安な場合)
	手続き	利用者本人が市内に住所を有する場合は、さいたま家庭裁判所越谷支部(☎910-0123)に申立書を提出
	申立人	利用者本人、配偶者、4親等内の親族など
任意後見制度		現在は判断能力が十分ある方(将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人が選んだ任意後見人と任意後見契約を結びます)

※市では、地域のつながりを生かした地域密着型成年後見人の役割を担い、市民の権利擁護をサポートする市民後見人の育成のため、養成講座を実施しています。